○厚生労働省令第四号

に伴い、 五. 二号並び の二第一項 年政令第百五十五号) 精神 第三十三条第一項、 保健 に第四十五条第 並 びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 及び (同条第二項において準用する場合を含む。)、第三十九条第一項第六号、 精神障害者福 第三項、 第七条第 項及び第六項並びに精神保健及び精神障害者福 祉に関する法律の一部を改正する法律 第四項及び第七項、第三十三条の四から第三十三条の六まで、第三十八条 項及び第十一 条の規定に基づき、 (昭和二十五年法律第百二十三号)第二十九条の (平成二十五年法律第四十七号) 精神保健及び精神障害者福祉 祉 に関する法律施行令 第四十一条第二項第 (昭 に関する 和二十 の施行

平成二十六年一月二十三日

法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

厚生労働大臣 田村 憲久

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一 部を改正する省令

第一 条 精 神保 健及び精 神障害者福祉に関する法律施行規則 (昭和二十五年厚生省令第三十一号) *の* 部を

次のように改正する。

第四条の二第一号中「第二十二条の四第三項」を「第二十一条第三項」に改め、 同条第三号中「第三十

三条第一項」の下に「又は第三項」を加え、「第二十二条の三」を「第二十条」に改め、 同条第四号中「

第三十三条の四第一項」を「第三十三条の七第一項」に、「第二十二条の三」を「第二十条」に改める。

第五条中「第二十二条の四第一項」を「第二十一条第一項」に、「第二十二条の四第二項」を「第二十

一条第二項」に改める。

第五条の二中「第二十二条の四第四項」を「第二十一条第四項」に、 「第三十三条の 四第一項」 を「第

三十三条の七第一項」に、「第二十二条の四第四項後段」を「第二十一条第四項後段」に改める。

第五条の三中「第二十二条の四第四項」を「第二十一条第四項」に改める。

第五条の四中「第二十二条の四第五項」を「第二十一条第五項」に、「第二十二条の四第四項後段」を

「第二十一条第四項後段」に改める。

第五条の五中 「第二十二条の四第四項後段」を「第二十一条第四項後段」に、 「第二十二条の四第四 項

を「第二十一条第四項」に、「第二十二条の四第三項」を「第二十一条第三項」に改める。

第六条中「第二十二条の四第七項」を「第二十一条第七項」に、「第三十三条の五」を「第三十三条の

八に、 「第三十三条の三本文」を「第三十三条の三第一項本文」に改める。

第九条第八号を削る。

第十三条中「第二十二条の四第四項」を「第二十一条第四項」に改める。

第十三条の二第二号中「第二十二条の三」を「第二十条」に改める。

第十三条の三中「第三十三条第一項」の下に「又は第三項」を加え、

「第二十二条の三」を「第二十条

に、 「保護者」を「入院について同意した法第三十三条第一項に規定する家族等(以下「家族等」とい

う。)」に改め、同項第十二号及び同条第二項を削る。

第十三条の四第一号中「第三十三条第一項」の下に「又は第三項」を加え、「第二十二条の三」を「第

二十条」に改め、同号ヌを削り、同号リ中「保護者」を「入院について同意した家族等」に改め、 同号中

リをヌとし、チをリとし、トをチとし、への次に次のように加える。

推定される入院期間 (法第三十三条第一項又は第三項の規定による措置を採つた場合に限る。以

下同じ。)

第十三条の四第一号に次のように加える。

ル 法第三十三条の四の規定により選任された退院後生活環境相談員の氏名

ヲ 医療法施行規則 (昭和二十三年厚生省令第五十号)第一条の五に規定する入院診療計画書に記載

する事項

第十三条の四第二号を削り、同条第三号中「第三十三条第一項」の下に「又は第三項」を加え、 「リ及

びヌ」を「ヌ及びヲ」に改め、 同号を同条第二号とし、同条第四号を削る。

第十四条第七号を削る。

第十五条中 「第三十三条の三」を「第三十三条の三第二項」に、 「第三十三条の三本文」を「第三十三

条の三第一項本文」に改め、同条の次に次の七条を加える。

第十五条の二 法第三十三条の四の厚生労働省令で定める資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当

するものとする。

次のイからホまでに掲げる者であつて、 精神障害者に関する当該イからホまでに定める業務に従事

した経験を有するもの

1 保健師 保健師 助産師看護師法 (昭和二十三年法律第二百三号)第二条に規定する業務

- ロ 看護師 保健師助産師看護師法第五条に規定する業務
- ハ 准看護師 保健師助産師看護師法第六条に規定する業務
- = 作業療法士 理学療法士及び作業療法士法 (昭和四十年法律第百三十七号) 第二条第四項に規定

する業務

ホ 社会福祉士 社会福祉士及び介護福祉士法 (昭和六十二年法律第三十号) 第二条第一項に規定す

る業務

前号に掲げる者以外の者で、三年以上、 精神障害者及びその家族等からの精神障害者 の退院後 の生

活 環境に関する相談及びこれらの者に対する指導についての実務に従事した経験を有するも

第十五条の三 法第三十三条の四の規定による退院後生活環境相談員の選任は、 法第三十三条第一項又は

第三項の規定による措置が採られた日から七日以内に行わなければならない。

第十五 条の 厄 医療保護入院者 (法第三十三条の二に規定する医療保護入院者をいう。 以下同じ。)を入

院させてい る精神科病院の管理者は、 法第三十三条の五に規定する地 域援助事業者 (第十五条の七 第三

項第二号において「地域支援事業者」という。)を紹介するに当たつては、 当該地域援助事業者 この連絡

先を記載した書面を交付する方法その他の適切な方法により行うものとする。

第十五 条の五 法第三十三条の五の厚生労働省令で定める者は、 次の各号に掲げるものとする。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第

五条第十六項に規定する一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号)第八条第十一項に規定する特定施設入居者生活介護を行

う者

= 介護保険法第八条第十八項に規定する小規模多機能型居宅介護を行う者(介護支援専門員 (同法第

七 条第五項に規定する介護支援専門員をいう。以下同じ。)を有するものに限る。)

匹 介護保険法第八条第十九項に規定する認知症対応型共同生活介護を行う者(介護支援専門員を有す

るものに限る。)

五. 介護保険法第八条第二十項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護を行う者

六 介護保険法第八条第二十一項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う者

七 介護保険法第八条第二十二項に規定する複合型サービスを行う者

八 介護保険法第八条第二十三項に規定する居宅介護支援事業を行う者

九 介護保険法第八条第二十六項に規定する介護福祉施設サー ビスを行う者

+ 介護保険法第八条第二十七項に規定する介護保健施設サービスを行う者

+ 介護保険法第八条の二第十一項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護を行う者

<u>+</u> 介護保険法第八条の二第十六項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護を行う者

介護保険法第八条の二第十七項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護を行う者 (介護支

援専門員を有するものに限る。)

十四四 介護保険法第八条の二第十八項に規定する介護予防支援事業を行う者(介護支援専門員を有する

ものに限る。)

十五 健康保険法等 の一部を改正する法律 (平成十八年法律第八十三号) 附則第百三十条の二第一項の

規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法第八

条第二十六項に規定する介護療養施設サービスを行う者

第十五条の六 精神科病院の管理者は、 入院期間が一年未満である医療保護入院者の第十三条の四第一号

 \mathcal{O} トに規定する推定される入院期間 入院を継 続する必 要が あるかどうか !又は次項に規定する入院期間が経過するごとに、 ?の審 議 を行うため、 医療保護入院者退院支援委員会 当該医療保護 (以 下 入院者 「委員

2 委員会は、 前項の規定による審議 の結果、 当該審議に係る医療保護入院者の入院を継続する必要があ

期間 (次項に規定する場合を除き、 当該医療保護入院者の入院 0 日 カ 5 年 未満 \mathcal{O} 範囲 丙 \mathcal{O} 期 間 に 限る

委員会が開催された日から当該医療保護入院者の退院までに必要と認められる入院

ると認めるときは、

会」という。)

を開

催しなければならない。

。)及び退院に向けた取組の方針を定めなければならない。

3 る入院期間として、 該医療保護入院者の入院の日から一年以上入院を継続する必要があると認めるときは、 委員会は、 第一項の規定による審議 当該入院の日から一年以上の期間を定めることができる。 の結果、 当該-:審議に係る医療保護入院者の医療及び保護のため当 第二項に規定す

4 第 項 、及び第二項の規定は、 前項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定に よる入院期 間 を定められた医療保護入院者に係る入院 期間

0) 経過につい て準用する。 この場合において、 第一項中 「入院期間が 年未満である医療保護入院 者」

とあるのは 「医療保護入院者」と、 「第十三条の四第一号トに規定する推定される入院期間又は次項に

規定する入院期間が経過するごとに」とあるのは 「次項に規定する入院期間が経過するごとに」と、

医療保護入院者退院支援委員会(以下「委員会」という。 を開催しなければならない」とあるのは

医療保護入院者退院支援委員会を開催することができる」と、第二項中「入院期間 (次項に規定する場

当該医療保護入院者の入院の日から一年未満の範囲内の期間に限る。)」とあるのは

八入院

期間」と読み替えるものとする。

合を除き、

5 精神科病院の管理者は、 第一 項の規定による審議の結果を当該審議に係る医療保護入院者及び同条第

三項各号に掲げる者 (同項の規定による通知を受けた者に限る。)に通知しなければならない。

第十五条の七 委員会は、次に掲げる者をもつて構成する。

委員会の審議に係る医療保護入院者の主治医 (当該主治医が指定医でない場合は、 当該主治医及び

当該医療保護入院者が入院している精神科病院に勤務する指定医)

- 当該医 |療保護入院者が入院している精神科病院に勤務する看護師又は准 看護師
- 三 当該医 療保護入院者について法第三十三条の四の規定により選任された退院後生活環境相談員 (第

二十条第一項第六号において「退院後生活環境相談員」という。)

もの

2 ときは、委員会に、当該医療保護入院者を構成員として加えるものとする。この場合において、 精神科病院の管理者は、 委員会の審議に係る医療保護入院者が委員会の構成員となることを希望する

当該通知を受けた者が委員会の構成員となることを希望するときは、委員会に、 員として加えるものとする。この場合において、 とすることを希望するときは、 精神科病院の管理者は、 委員会の審議に係る医療保護入院者が次の各号に掲げる者を委員会の構成員 あらかじめ、 その旨をこれらの者に対し書面により通知するもの 当該希望する者は、委員会に出席し、 当該希望する者を構成 又は書面により とし、

3

療保護入院者は、

委員会に出席し、

又は書面により意見を述べることができる。

一 委員会の審議に係る医療保護入院者の家族等

意見を述べることができる。

地域 援助事業者その他の当該医療保護入院者の退院後の生活環境に関わ る者

第十五条の八 精神科病院の管理者は、 委員会の開催日その他委員会における審議の過程を文書により記

録し、これを当該開催日から五年間保存しなければならない。

2 委員会の審議に係る医療保護入院者の主治医は、 委員会が開催されたときは、 遅滞なく、 当該委員会

の開催日を診療録に記載しなければならない。

第十六条中「第三十三条の四第三項」を「第三十三条の七第三項」に、 「第三十三条の四第二項後段」

を「第三十三条の七第二項後段」に、 「第二十二条の三」を「第二十条」に改める。

第十六条の二中「第三十三条の四第二項後段」を「第三十三条の七第二項後段」に、

「第二十二条の三

を「第二十条」に、「第三十三条の四第一項」を「第三十三条の七第一項」に改める。

第十六条の三中「第三十三条の四第五項」を「第三十三条の七第五項」に、「第三十三条の四第一項」

を「第三十三条の七第一項」に、「第二十二条の三」を「第二十条」に、 「第三十三条の四第二項後段」

を「同条第二項後段」に改める。

第十九条第一項第十号及び第十一号を削る。

第二十条第一項第五号中「及び第八号から第十号まで」を「、第八号及び第九号」に改め、 同号を同項

第七号とし、同項第四号中「第二十二条の三」を「第二十条」に改め、同号の次に次の二号を加える。

五 退院に向けた取組の状況

六 退院後生活環境相談員の氏名

第二十条第三項中「第三十三条第一項」の下に「又は第三項」を加える。

第二十条の四中「第二十二条の三」を「第二十条」に改める。

第二十一条第三号中「ヌまで」を「ヲまで」に改める。

第二十二条の次に次の二条を加える。

第二十二条の二 法第三十九条第一項第六号の厚生労働省令で定める事項は、 退去者が同項第五号に掲げ

る入院年月日より前に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第一項に規

定する障害福祉サービス (次条第六号において「障害福祉サービス」という。)を利用していた場合に

所在地及び連絡先とする。

おける当該障害福祉サービスに係る事業を行う者の名称、

第二十二条の三 法第四十一条第二項第二号の厚生労働省令で定める場所は、 次に掲げる場所とする。

一 精神障害者の居宅

二 法第六条第一項に規定する精神保健福祉センター

三 地域保健法 (昭和二十二年法律第百一号) 第五条第一項に規定する保健所

兀 医 療法 (昭和二十三年法律第二百五号) 第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定す

る診療所 (入院している精神障害者のみに対して医療を提供する場所を除く。)

五. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十五項に規定する共同生活

援助を行う住居

六 前各号に掲げるものの ほか、 精神障害者に対して保健医療サービス及び福祉サービスを提供する場

所

第二十三条第二号中トをチとし、ハからへまでをニからトまでとし、 ロの次に次のように加える。

昭和六十年改正法第五条の規定による改正前の船員保険法 (昭和十四年法律第七十三号) による

障害年金(職務外の事由によるものに限る。)

第二十六条第一号中「、性別」を削る。

別記様式第三号中「性別」を削る。

第二条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

第十五条の二第二号中 「有するもの」 を 「有し、 か つ、 厚生労働大臣が定める研修を修了したも Ď に

改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一 部を改正する法律の施行の日 (平成二

十六年四月一 日 から施行する。 ただし、 第二条の規定は、 平成二十九年四 月 日 か ら施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に精神科病院に入院している医療保護入院者については、 当該医療保護入院

者を入院させている精神科病院の管理者が必要と認める場合を除き、第一 条の規定による改正後 の精 神 保

健及び 精神障害者福祉 に関する法律施行規則第十五条の六から第十五条の八までの 規定は、 適用 L ない。

(準備行為)

第三条 第二条の 規定による改正 後の精神保健及び精神障害者福 祉に関する法律 施行規則第十五

号に規定する研修及びこれに関して必要な手続その他の行為は、 第二条の規定の施行前においても行うこ

とができる。

(沖縄の復帰に伴う厚生省関係の特例に関する省令の一部改正)

第四条 沖縄の復帰に伴う厚生省関係の特例に関する省令(昭和四十七年厚生省令第二十二号)の一部を次

のように改正する。

第二条第一項中「精神保健法 (昭和二十五年法律第百二十三号)第二十条若しくは第二十一条に規定す

るその保護者 (以下「保護者」という。)」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和二十五

年法律第百二十三号)第三十三条第二項に規定するその家族等 (次項において「家族等」という。) 」に

同条第二項中「保護者」を「家族等」に改める。